

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)148	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 52(ネ)1994
裁判年月日	昭和 58 年 4 月 19 日	原審裁判年月日	昭和 54 年 11 月 7 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 138 号 611 頁		

判示事項	土地売買契約の過程において当事者の一方が契約の成立を不可能にしたことが不法行為になるとされた事例
裁判要旨	土地売買契約締結の過程において、当事者が互いに契約条項をすべて諒解し、公正証書の作成をもつてすることとした契約締結の日を取り決めるなどして、買主となる者が交渉の結果に沿った契約の成立を期待し買受代金の調達などの準備を進めるのが当然であるとみられるような段階に達した場合に、売主となる者がその責に帰すべき事由によつて契約の締結を不可能にすることは、特段の事情のない限り、不法行為となり、買主となる者は、買受代金にあてる資金を借り受けたため金融機関に支払を余議なくされた利息相当額の損害につき、売主となる者に対しその賠償を求めることができる。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人井上恵文、同永井均、同西村孝一、同水野正晴、同渡辺時子の上告理由について所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができ、その過程に所論の違法はなく、<u>右事実関係のもとにおいて、被上告人の契約締結の利益の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を認容した原審の判断は、正当として是認することができる。</u>また、本件記録に徴し、原審の措置に所論釈明義務違背及び判決言渡手続に関する法令違背があるとは認められない。論旨は、いずれも採用することができない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 木戸口久治 裁判官 横井大三 裁判官 伊藤正己 裁判官 安岡満彦)</p>

※参考：判例タイムズ 501 号 131 頁、判例時報 1082 号 47 頁、金融商事判例 696 号 42 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO190 頁